

報告事項ス

社会体育施設の指定管理者募集要項（案）の概要について

社会体育施設の指定管理者募集要項（案）の概要について、別紙のとおり報告します。

平成20年6月19日

鳥取県教育委員会教育長 中 永 廣 樹

社会体育施設の指定管理者募集要項（案）の概要について

体育保健課

平成21年度から教育委員会が所管する社会体育施設の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり募集することとしています。なお、募集要項は、教育委員会指定管理候補者審査委員会での審査を踏まえて決定します。

1 対象施設

- 鳥取県立鳥取産業体育館・鳥取県営鳥取屋内プール
- 鳥取県立倉吉体育文化会館
- 鳥取県立米子産業体育館
- 鳥取県営米子屋内プール
- 鳥取県営ライフル射撃場

※鳥取県立鳥取産業体育館と鳥取県営鳥取屋内プールは、密接不可分な施設であるため、両施設をセットにして募集する。

2 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理者が行う業務の内容

- ア 施設設備の維持管理に関する業務
- イ 施設の利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務
- ウ スポーツの普及振興に関する業務（ライフル射撃場は除く）
- エ その他施設の管理運営に必要な業務

(2) 管理の基準（基本的事項）

- ア 開館時間、休館日は、あらかじめ教育委員会の承認を得て決定する。
- イ 利用料金等は、あらかじめ知事の承認を得て決定する。
- ウ 施設の利用の許可・制限は、次の設置及び管理に関する条例に基づいて行う。
 - ・鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例
 - ・鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例
 - ・鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例

(3) その他、管理上の条件等

- ア 次の有資格者を1名以上配置（ライフル射撃場は除く）
 - 防火管理者（正職員）
 - ボイラー技師
 - 危険物取扱者
 - 電気主任技術者（委託可）
 - 財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者
- イ 組織及び人員配置（ライフル射撃場は除く）
 - 館長相当職（常勤職員）を1名配置
 - 受付業務には、常時1名以上配置
 - プールの監視員を常時2名以上配置（鳥取・米子屋内プールのみ）
- ウ ライフル射撃場の管理者の資格
銃砲刀剣類所持等取締法第9条の2第1項で規定する管理者を配置

3 利用料金等の取扱い

施設利用料や利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者の収入とする。

4 委託料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、下表の額（消費税及び地方消費税を含む）を上限として、委託料を支払う。

施設名		委託料総額 (千円)
1	鳥取県立産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プール	288,730
2	鳥取県立倉吉体育文化会館	218,210
3	鳥取県立米子産業体育館	141,020
3	鳥取県営米子屋内プール	233,490
4	鳥取県営ライフル射撃場	2,225

5 指定期間

平成21年4月1日～平成26年3月31日 [5年間]

6 応募資格

鳥取県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

7 スケジュール

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| (1) 募集の開始 | 平成20年7月中旬 |
| (2) 募集の締切 | 平成20年8月中旬 |
| (3) 審査委員会（候補者の選定） | 平成20年8月下旬 |
| (4) 審査結果の通知・公表 | 平成20年8月下旬 |
| (5) 指定管理者の指定 | 平成20年10月中旬（議会の議決を経て行う。） |

8 選定方法等

(1) 選定方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理候補者を選定。

(2) 審査委員会委員

学識経験者、税理士、施設に関する有識者（2名）、教育長 [計5名]

※倉吉体育文化会館については、文化面の有識者を1名加える

(3) 選定基準

選定基準	審査項目
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針等)
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 〔サービス向上策、利用促進策等、利用者等の要望の把握及び対応方針〕 ○管理の基準 〔開館時間、休館日、利用料金等の設定〕 〔個人情報保護、情報の公開〕 ○施設設備の維持及び衛生管理の水準 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○スポーツの普及振興への理解 ○スポーツの普及振興事業の企画力
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画及び見積内容 ○県の委託料額の多寡
管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○組織及び職員の配置等 ○法人等の財政基盤、経営基盤 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 〔障害者雇用、男女共同参画推進企業の認定、ISO・TEASの認証〕

※ 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例